

- 類似テーマでの他の研究補助金獲得例も多いので、当該研究費で実施する区分をもう少し具体的に明らかに記載するような工夫があれば、評価が明確になる。

(評価記入票全体)

- 評価記入票に「申請内容の概略」を事務局で作成すると良い。投稿論文の審査では、まず「本論文は...について調べ、...ということを明らかにしている」といったように簡単な要旨を述べて、コメントに入る。第三者が要約することによって、本審査時に委員が理解する助けになり、ピアレビューを行う者にとっても、頭の整理が出来る。
- 厚生労働科学分野における重要性、厚生労働科学分野における発展性、研究の独創性・新規性、研究目標の実現性・効率性、研究者の資質、施設の能力毎にコメントを求めている点は評価でき、他の競争型資金と比べ、評価記入票が比較的良くできているとの意見が多かった。ただし、厚生労働科学分野における重要性や発展性は、ピアレビューによっては厚生労働行政を必ずしも理解していないとのことから評価が難しいとの意見も見られた。
- 文部科学省科学研究費とは異なり、実際の医療技術への貢献の可能性を評価すること、すなわち 実現可能性の評価点と研究者の資質を重点的に評点する形がよい。評価項目5つを同列で扱った場合、学術的インパクトが高いが、実現性が低いものもある程度高い総合点になる可能性がある。それらは、重要性や発展性は高いが、実現性が乏しいことから、出来るだけ排除すべき課題と考えられる。
- 今回は絶対評価形式で行ったが、文部科学省科学研究費では相対評価を実施しており、評点の分布の拘束条件(1が何%、2が何%=採点割合)がある。これは、全体的に厳しい評価をするレビュアーAと全体的に甘い評価をするレビュアーBとがいた場合、点数の平均を取ってしまうと、レビュアーAで良い評価を受けてもレビュアーBの点数に埋もれてしまうこともあるため必要な措置であり、レビュアーとしても、評点しやすいようであった。なお、10点評価よりも5点評価の方が判定しやすいとの意見も見られた。
- 研究費の請求総額や配分が適切か、という項目を入れても良い。委託研究費が過大で、企業に丸投げしているような申請が散見されたためであり、過大な委託費による企業依存がある一方で、企業パートナーがいない申請も見られた。基本的に企業は国主導の基礎研究をしたがらないため、パートナーを探すのは確かに難しく、そのような基礎研究こそ国が助成して、企業が興味を示すような成果まで持って行く必要があるようにも考えられる。従って、「官民共同」で縛ることと別に、3年後のエンドポイントとして企業が興味を示す研究成果が上がるかを重視することも一つの視点である。
- ピアレビューのコメントの中に「倫理性」を入れた方が良いであろう。倫理審査について研究者毎に非常な温度差があり、あきらかに臨床研究指針に係る研究計画で倫理審査が必要と考えられるものであっても、単に「十分なインフォームド・コンセントを行う」とか「手術摘出検体を診断目的だからいい」という前時代的な考えを述べている申請書が見られた。
- 申請された研究の中で、他省庁で、同じようなテーマで研究予算を獲得している見られる申請内容があるため、そのような重複申請と思われるものを、いかに取り扱うかが今後問題になる。

- 目的と方法論の一致性について評価する欄が見あたらなかった。目的とプロジェクトゴールが一致していても、その方法論を選んだ妥当性がはっきりしない申請書があったため、評価の観点に「方法論の妥当性」という文言があると良いと考えられた。
- 研究者の資質の欄については、今の観点の項目のみだと、実績主義なのかなという印象を受けた。研究者の実績が少なくても、新規性・独創性が高い場合も考えられるため、「研究者の資質」と「体制・施設的能力」の欄は分けて評価した方が良いと考えられた。

#### (公募テーマの合致)

- ピアレビューにおいて、まず公募テーマへの合致について判断させたことは評価できる。これにより、全くテーマ外の研究課題等をあらかじめ除外することによって、ピアレビューの後に行われる詳しい内容の評価において、その評価時間等を効果的に重要な研究課題の議論に活用できる。ただし、公募テーマの合致については事務局で判断すべきとの意見も一部あった。
- 公募テーマとして絶対に譲れない重要な事項を、あらかじめ設定しておき、これらの事項を満たさないものは、研究課題として合致しないというラインを明確化しておいた方が良い。今回、ナノレベルとか、官民共同研究とかがメインテーマであったが、厳格にnm（ナノメートル）レベルの研究に限るのか、はたして何が官で、何が民なのか、現在、様々な事業形態が発足している中で、少し混乱がある申請内容が見られた。
- 官民共同研究であることになっているにもかかわらず、そのようになっていない申請課題が散見された。「\*不一致は原則採択外」となっているが、どのような場合に原則からはずれ、採択に回されるのが不透明な印象を受けた。ピアレビューに対しては、一致か不一致かの判断をさせるのみで、\*米印部分は評価記入表から削除した方が良いのではないかな。

#### (コメントのフィードバック)

- ヒアリング対象者には、評価記入表のコメント等をヒアリング前にフィードバックし、文書での回答する、或いはヒアリングの場で説明する等すれば、効果的評価になると考える。

## 5. まとめ

萌芽的先端医療技術推進研究（ナノメディシン分野）において、世界最高水準の研究成果の創出には、意欲ある研究者の優れた提案に基づいて実施される研究を採択する必要がある。これを実現するため、優秀な研究の絞り込みに作業（事前評価）に重点をおく必要があり、その結果、事後の研究成果を著しく向上させることが期待できる。

本研究において、欧米の補助金採択方式を調査した結果、NIH や EU は優良で豊富なピアレビューを抱えており、ピアレビューによる適切な事前評価により高い研究成果を獲得することを繰り返し、先端医療分野におけるスピーディな開発促進や臨床応用を行っていることが欧米の強みであることが判明した。

本研究では、欧米で実施されているピアレビュー制度を参考に従来の厚生労働省の採択方式に機能付加をした事前評価を適切かつ効率的に行う最適モデルの構築を検討した。

いくつか改善すべき点もあるが、厚生労働科学研究費の採択が透明性の高いものになると考えられるため、今後も検討を続け、厚生労働省の全ての競争的資金で実施されることが適切であろうかと考えられた。また、先端技術に関するレビューであり、評価は必ずしも容易ではないが、全体的には、科学研究の評価制度として理解されやすく、合理的かつ公平な評価に役立つのではと考察された。

本方式が全体で採用されることで、我が国の厚生労働科学の全体的底上げと発展に大きく寄与するものとする。